

福祉サービス第三者評価事業・評価決定委員会設置に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人神奈川県社会福祉士会（以下「本会」という。）福祉サービス第三者評価事業部運営規則（以下「運営規則」という。）第14条に基づき、福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）における評価決定委員会設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価決定委員会の設置)

第2条 本会会長は、本会運営規則第14条に基づき、評価調査員の調査報告書をもとに評価決定するための評価決定委員会を設置する。

- 2 評価決定委員は、15名以内とし、会員及び学識経験者等で構成する。ただし、その要件は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める「福祉サービス第三者評価機関認証実施要領」第1条に規定するものとする。
- 3 評価決定委員は、本会会長が委嘱する。
- 4 評価決定委員会に、必要に応じ小委員会等を設置することができる。

(委員の任期)

第3条 評価決定委員の任期は2年、連続4期とし再任は妨げない。ただし、連続4期を越える場合は、理事会の承認を得るものとする。

- 2 補欠により選任された委員は、前任者の残任期間とし、増員により選任された委員の任期は現任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第3条 本会会長は、評価決定委員が心身の故障等のため職務の遂行が困難と認められるとき又は、評価決定委員に職務上の義務違反その他評価決定委員たるに適しない行為があると認められるときは、これを解任することができる。

(委員長等)

第4条 評価決定委員会に委員長を1名、副委員長を1名置く。

- 2 委員長は、本会第三者評価事業評価決定委員会委員の互選によって選び、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、評価決定の事務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 本会会長は、事業者の評価決定に関する事項については、委員長にその権限を委任することができる。

(会議)

第5条 評価決定委員会は、委員長が召集する。

- 2 評価決定委員会は、評価決定委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 評価決定委員会の議事は、出席した評価決定委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(その他)

第6条 その他、必要な事項は、会長が定めることができるものとする。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この細則は、2020年4月1日から遡って施行する。